

令和7年度第1回 茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会 議事録

■開催日時

令和8年2月12日（木）午後1時30分～

■開催場所

茨城県庁11階 1106会議室

■出席者

大和田一雄	弁護士
田中マリア	筑波大学人間系教育学域准教授
中島美那子	茨城キリスト教大学文学部児童教育学科教授
森地 徹	筑波大学人間系障害科学域助教
瀧澤 利行	茨城大学教育学部教授
吉田 勉	常磐大学総合政策学部法律行政学科教授
佐藤 佳弘	武蔵野大学名誉教授
澤畑 英史	茨城県経営者協会事務局長
西連寺節子	茨城県女性団体連盟会長
佐藤 直美	茨城県PTA連絡協議会子育てネットワーク委員会副委員長
平塚 利子	茨城県老人福祉施設協議会副会長
川崎 紀子	茨城県心身障害者福祉協会副会長
金子 利夫	部落解放愛する会茨城県連合会書記長
新井 直樹	茨城県地域人権運動連合会代表委員
元西 利	全日本同和会茨城県連合会事務局長
井橋 昌夫	部落解放同盟全国連合会茨城県連合会書記長
根本 博文	茨城県国際交流協会理事長 (代理出席) 事務局長 須能 俊光
間瀬憲多朗	茨城県医師会副会長
森田ひろみ	いばらき被害者支援センター事務局長
滑川 友理	特定非営利活動法人 RAINBOW 茨城
細谷あけみ	茨城新聞社取締役県南西担当 土浦・つくば支社長
植木 正章	水戸地方法務局人権擁護課長
市村 美江	茨城県福祉部長
川和田由紀子	茨城県教育庁総務企画部長

■配布資料

資料1：人権施策推進基本計画改定検討委員会設置要綱

資料2：委員会名簿

資料3：人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の概要について
人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

資料4：インターネットによる人権侵害の現況について

資料5：本県の人権施策に係る取組等について

1 開会

2 あいさつ

福祉部長あいさつ

3 委員紹介

出席委員の紹介

4 委員長及び副委員長の選任

資料1をもとに事務局から説明。

審議の結果、委員長に大和田一雄委員、副委員長に田中マリア委員を選任。

5 議事

議事1 会議の公開・非公開について

事務局より会議については、様々な人権課題を検討する中で、個人等のプライバシーに関わる可能性があるため、人権に配慮する観点から非公開。会議録については、情報公開を行う観点から、原則公開としたい。

ただし、会議録の発言者名については自由にご発言いただきたいことから、発言者名を出さずに公開する形とすることを説明し、承認を得た。

議事2 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の概要について

資料3をもとに、植木正章委員より説明。

【質疑応答】

（A委員）基本計画の14ページの6行目「具体的な事例が自己の居住する地域と関係が深いものである場合には」とありますが具体的には何を言っているのか。

(B 委員) 個別具体的に最近耳目を集めているものとしては、ヘイトスピーチが考えられる。外国人を排除するための行動が、地域によっては強く表現される。

(A 委員) 同和問題は入らないのでしょうか。

(B 委員) もちろんそういったものも入るものと思われま

議事 3 インターネットによる人権侵害の現状

資料 4 をもとに佐藤佳弘委員より説明。

【質疑応答】

(A 委員) 資料 1 ページの表の黄色の線で示された識別情報の適示とは具体的に何を差しているのでしょうか、

(C 委員) 法務省の方に聞いてもらうとわかりますが、私は、これは同和地区の地名を明示した書込みと思っています。

(D 委員) 資料 12 に実効性が懸念されているとなっていますが。これは実効性があるとも読めてしまうのですが、主旨はどんな主旨ですか

(C 委員) 実効性が懸念されている項目が 10 項目あるという事です。

議事 4 本県の人権施策に係る取組等について

資料 5 をもとに大久保貞治人権施策推進室長より説明。

【質疑応答】

(A 委員) 資料 18 ページの同和問題に関する取組に隣保館の支援とありますが、広域隣保活動について知らない人もいたので入れた方が良かったかと思

(E 委員) 人権問題について県が取り組んでいることは理解できたが、取り組んだ件数だけ記載してあり、どのくらいの実効性があり行われたのか、他県との比較が無いので、どれくらい頑張っているのかははっきりしない印象を思いました。可能であれば数値的な目標を設定できるのであ

れば、設定したほうがよろしいのではないかと感じました。

(事務局) ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきながら、素案を作っていきます。

6 意見交換

- 色々な問題が有っても自分の所では関係ないと知らないふりをしてしまいがち。それぞれの生き方を認めることが大事。

- 家庭教育力の向上を目指す。県、地区市Pの子育てネットワーク委員会に置いて研修会を実施している。

家庭教育実践実習「愛の記録」「楽しい子育てキャンペーン三行詩」の参加を通して、親子や家庭の絆を見つめなおす機会づくりに取り組む。

他団体との連携では地域や青少年育成協会と協力し、「孤立を生まない社会づくり」を目指した啓発活動や、研修を実施。

社会を明るくする運動推進委員会と連携し、人権作文や標語の募集に取り組んでいる。

各単位PTAにおいてSNSの正しい使い方に関する研修会の開催や「あいさつ運動」への協力など日常の関りを通して、人と人とのつながりを大切にする活動を進めている。

課題として、子どもが減ってきており、家族の状況も忙しい家が増えてきており、家庭環境や地域とのつながりの希薄化、子どもが独りでいることが増え、SNSを通じた問題が深刻化。

近隣の畑にいきなりブロックの住居が建ち、外国人の方々が20人近く住む町になってしまった。

交流が全くない状況で、地域に入られた外国人の子どもたちとの文化の違いや宗教の違いにより、心が痛い状況を経験した。

PTAの立場として、子供たちを取り巻く環境は多様化してきており、真剣に考えていかないといけない問題。

- 独居老人、認知症の高齢者ということで日常、毎日問題が起きている。虐待については、見えないところの虐待がある。緊急避難的に受け入れを行っている。

施設では逆に高齢者から職員への虐待が見えないところで起きている。認知症だから仕方がないのではなく、職員の権利も守っていかなければならない。

- 県から委託を受けて実施している「障害者虐待防止権利擁護」の研修では、管理者や職員に虐待に早く気付くためのポイントや組織としてどのような防止策が必要なのか。権利擁護の視点を日々の支援にどう取り入れていくか学んでいただいている。

管理者として施設において利用者様が普通に生活できる場、人が人として生きていく事が出来る環境を整えていく立場でもあるので、マネジメントの観点からも考えられるような研修構成としている。

一方で研修を行うと現場の課題も見えてくる。職員の経験や理解度に差が有るため、研修で学んだことが実際の支援に生かされないことがある。人手不足や業務の忙しさから虐待防止の取組が後回しになってしまう施設があった。

意思決定支援やプライバシーの尊重という権利擁護の視点では、職員一人ひとりの意識や価値観に左右される部分が大きく、研修を続けていきながら、さらに継続した意識付けをする研修が必要。

障害者福祉協会として、研修の質をさらに高めていくとともに、施設同士のネットワークを生かし、よい実践を共有し、管理者同士が気軽に相談できる体制を強化していきたい。

県とも協力し合いながら、虐待防止と権利擁護が特別な事ではなく施設の基本として自然に根付いていく取り組みを続けていきたい。

- 県に対して 10 年来、県民に幅広く人権尊重の涵養として「人権が尊重される条例」の制定を強く希望してきた。前に進むことなく、県はやりたくないのかと思っている。

茨城県でも 10 自治体以上の同和地区が晒されている。弁護士とも取り組みをしている。

10 自治体の長から知事あてに人権条例の制定、差別禁止条例の制定をお願いしたいとの要望があがっているのですが、残念ながら知事に届いておらず、次長どまりであった。そういう現状が現在おきている。

人権条例の制定をお願いしたいと強く運動を展開してきましたが、いつなっても埒があかない。〇〇さんのところでは反対しているそうですが、八千代町で人権条例を県内で唯一作ってくれた。

会として全ての人の人権が尊重される条例を市町村単位で作っていただく。県を相手にしている暇はない。

今後、市町村単位で条例を制定していただく運動を今後強く展開していきたい。差別禁止法の法律も作っていきたい。

- いま部落内外の格差が是正され、地域社会で部落差別が受け入れられない状

況も進み、部落内外の交流が進展した結果、融合の結婚も進んだ。この指標からみて部落問題はかつての濃さが社会的に薄くなっている問題ととらえている。

私ども全国組織では昨年の研究集会で、包括的差別禁止法のありようについて議論したが、推進や否定の人、組織もあるなかで、我々は慎重派。

差別を禁止することが、部落問題だけではなく他の差別問題も含むとなると、それぞれの整合性をどのようにとったらいいのか。差別を禁止することで特定の行為だけをあげると、それ以外の行為ならいいのかと考える人も多い。そのような中に包括的差別禁止・撤廃法や国内人権救済機関はどうあるべきか、色々な問題案件をふまえ、様々な意見を聞きながら議論をしている。

本日の提起をふまえ、茨城にあった計画が作られることを願っている。

- 部落解放推進法が出来て少しは前に進むかと期待していたが、いまだ十分な成果がみられていない。

全国の各地区の研修会で他県との意見交換をしているが、人権問題は大変な問題と思いますが、人権問題と同和問題は別と考えている。

同和問題は人が作った差別であり、人権問題とは異なる。人権問題と同和問題を一緒にして差別解消につなげるのは非常に難しい。

外国人が入ってきており学校でも困っていると思う。

我々は相談に乗っていますので、皆さんも活動に協力いただきたい。

- 人権課題をどの様に捉えるか、国際的な視点も重要になってくる。国があげている様々な人権課題がありますが、あげていないものもある。そういったものを付け加えるべきではないか。すべてをこの場でいう事が出来ないので、次回の素案に反映させられるように、事務局に出せばいいか。意見を電話やメール等により、いつ頃までに出せばいいのかお聞きしたい。

- 日本人と外国人との相互理解、多文化共生の推進を図るための取組として、多言語での生活情報の提供として、ホームページ上に「暮らしの情報サイト」を作り、カテゴリー別に情報提供を行っている。

具体的には事故、急な病気、災害への備え、役所での手続き、働く際のルール、日常生活、交通ルールなど提供している。

外国人相談センターを開設し、相談を受けている。「日常の暮らし」、「在留資格」、「離婚問題」、「家族、親子問題」などの相談内容が多い。今年度県内5地域において、出張相談会を実施予定。

外国人との相互理解について、協会の取組みだけでは限界がある。自治体や企業等との連携を図っていく事が重要と考えている。

- 高齢者や児童の虐待、女性のDVについて、受診を契機に発見されることから、行政、警察とも協力していきたい。
患者と家族の人権があるが、医療従事者としての人権も深く考えていかないと
ならない。
- 犯罪そのものが大きな人権侵害と考える。
被害にあった瞬間から、被害者あるいはその遺族という名前を本人の意思に反
して貼り付けられ、生涯取り除くことが出来ない。
被害者への心無い言葉、逆に思っの言葉により傷つく2次被害も生じてい
る。それらを減らすための取組として年に1回、被害にあった方の現状を知って
もらうための講演会を開催している。
被害者の現状を知ってもらうため冊子「あなたに知って欲しいこと」を作成し
配っている。
- 課題として2点あげさせてもらいたい。
1点目として「茨城パートナーシップ宣誓制度」の適用拡大について、事業者
が増えてきて嬉しいが、まだ提供側の無知により不利益が生じているケースが多
くみられる。官民いずれも福利厚生適用対象外となっている所があったり、無
かったりとばらつきがみられる。
2点目が、相談件数が多く、内容も命に関わるようなものが多い状況。県の相
談件数も172件と記載がありましたが、各自治体でも相談窓口があったり、当法
人でもメール、電話、対面による相談を行っている。当法人だけみても、件数が
多く、小学生から80歳台まで様々な方が命に関わる相談が相次いでいる。
悪気がない差別が多いと感じている。性的マイノリティに関して、本来生まれ
持ったものとか、自身で選択できないものにもかかわらず、考え方、価値観、主
義、思想、信条とごっちゃにされてしまい、一度誰かに相談したけれど、「気持
ちはわかるけど前例がないから対応できない」そのようなことで、生きづらさ
を感じている方々が県内に沢山いる。
計画策定にあたっては理念だけではなく、より実効性のある具体的な取組を
示すことが必要であると考えています。
- 紙の媒体が強いが、インターネットによる情報発信にも力を入れている。広告代
理店として新聞の紙面広告を中心にWeb広告も扱っている。
客ともども人権意識を高めるような、例えば、イラストを使うときに、お客様
より女性には暖色系の服を、男性には寒色系の服を着せろ、女性にはスカートを

履かせると希望される場合には、この様な場合もありますと逆提案をさせていただくことも行っている。

一昔前は記者は男性が非常に多かったが、今は採用人数は女性の方が多くなっている。近年では10人中9人が女性社員ということもあった。

社員の人権を守ることから、名刺に社有の携帯電話の番号とメールアドレスの両方を入れていましたが、携帯の電話番号は外して、支社では本社の番号だけにするとといった選択も出来る様に2種類の名刺を持たせざるを得ない社会状況になっている。

- 30年前に国連で採択され日本でもその5年後に批准した子どもの権利条約が学校の中で広まっていない。

県の資料の中の子どもに関する取組のなかで虐待やいじめも大事な緊急の課題ではありますが、その色が薄いと思い見ておりました。

学校の研修会などで呼ばれたときに、真っ先に聞くのが子どもの権利条約を御存じですかと聞くと、ほぼ御存じでない。

情報を得る機会が無いので、知らないのは当然と思うが、日本で制定された子ども基本法の中にも、子どもの条約の理念が入っている、

学校の先生が国際的なスタンダードで子どもの権利、子どもの人権を知ったうえで、関わるのが大事。

条約を批准した先進国の中では、子ども自身が小学校低学年のうちから、しっかり学んでいる。その中で日本は薄いと感じている。

今回の計画の中で、子どもの権利条約を教育の中に推し進めることをお願いしたい。

- 障害者差別解消法が近年改正され、公的な組織における差別的な取り扱い、公的機関での不提供、障害に対する配慮がされないことに対して規制をしていることになっていましたが、民間にも拡大されていることになっています。

その中で、障害のある人に対する権利の話は、広く取り上げられるべき。当事者の方々の権利主張ということを進めていくべき。それらを後押しするような県の基本計画が出来てくるとありがたいと感じています。

- 最近研修で呼ばれて話す内容として、ハラスメントが多くなってきた。議員同士や職員に対する議員からのハラスメントについて話をしている。

人権擁護の観点の視点は大事と思いますが、人権侵害の手法としてのやり方からハラスメントの防止について入っていないように見えた。そういったものも大事なのでどうかと疑問に感じた。

八千代町の条例の話が出たが、人口のうち一割を超える人が外国人といった自治体が茨城県内でも多く見られるようになってきていて、そういったところも背景にあるのかと思いますが、私の専門の条例なども勉強したい。

- 産業界における人権につきましては、採用面接時の質問項目にみられるかと感じています。

例年、採用に際しての留意事項などを国のほうでバージョンアップされて纏められておりまして、周知広報の協力をさせていただいている。

多様な価値観を取り入れて企業経営を進めていく事が、企業の価値観を高めることにつながってまいりますので、今回の会議を通じて人権について理解を深めて学んでまいりたい。

7 事務局より

計画案の作成にあたりご意見等が有る場合は、後ほど事務局より意見照会のご案内をお送りさせていただきますので事務局までご返送をお願いします。

次回の委員会は6月から7月に開催を予定しております、日程が決まりましたら改めてご案内いたしますのでよろしく願いいたします。

8 閉会